

# 有明海・八代海での赤潮被害を受けて

～被害後の次漁期の契約状況について～

昨年に引き続き、今年度も有明海・八代海においてシャットネラによる赤潮が発生したという報告が届いております。詳しいことが分かり次第追ってご報告いたしますが、現時点におきましても大きな被害が見込まれるとのことであります。被害に遭われている関係各位に心からお見舞い申し上げます。

昨年の有明海・八代海で発生した赤潮は、7月～8月にかけて同海域の広範囲に拡大し、長崎県・熊本県・鹿児島県の魚類養殖業に大きな打撃を与えました。新聞等でも、『この海域で今回ほど大きく広がった赤潮の発生は19年ぶり』と大規模かつ深刻な様子が報じられました。

この赤潮による共済金の支払状況ですが、見込額と合わせて3県で約12億円（平成22年6月末時点）となっております。異常赤潮による共済金が10億円を超えるのは、九州地方（八代海・有明海）と四国地方（播磨灘）で大規模な赤潮被害が発生した平成15年度以来となります。

今回の赤潮被害が発生した時のトピックス（平成21年11月分）にも記載しましたが、異常赤潮から養殖業者の経営を守る制度として「赤潮特約」があります。この特約の掛金は、指定された海域で養殖業を営み、養殖共済に加入していれば、国と地方自治体により全額助成されるため、養殖業者の方は掛金の追加負担をすることなく赤潮対策を講じることができます。ぜひ養殖業者の方にご活用いただければと思います。

また、平成21年度の被害を受け、一部の漁協では、大規模な赤潮被害から養殖経営を守るため、次漁期である今年度の契約から契約割合（付保率）を高めてより厚い補償を受けられる体制を整えるとともに、3年魚はまの養殖共済への加入も促進させました（下表参照）。

さらに、熊本県では、関係市町と県が連携し、養殖共済の掛金に対する独自の助成（国庫補助額の10%相当）を平成22年度より行うことが決まりました。

これらは、「ぎょさい」への加入が養殖経営を守る上で最良の選択であるとの漁協・地方自治体の判断からかと思われます。

万一の備えとして、養殖業者の皆様にご利用いただけるよう共済団体が日々努力していくことはもちろんですが、関係各位のより一層の御協力をよろしくお願いいたします。

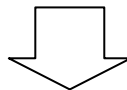
< A漁協における2年・3年魚はまの引受実績（平成22年7月7日時点） >

【平成21年度】

（金額単位：千円）

養殖種類	引受				加入率
	契約件数	共済限度額	共済金額	契約割合	
2年魚はま	153	7,799,785	4,714,448	60%	100%
3年魚はま	1	81,600	65,280	80%	8%

※加入率は共済団体調べによるマーケット対象金額より算出



【平成22年度】

（金額単位：千円）

養殖種類	引受			
	契約件数	共済限度額	共済金額	契約割合
2年魚はま	145	9,452,279	9,452,279	100%
3年魚はま	51	883,320	453,548	51%

平成22年度より2年魚はまで契約割合が上昇、3年魚はまで新規の加入者が大きく増加しています。